



I 計画策定の趣旨等

◇計画策定の趣旨

- 子育て支援・少子化対策条例に基づく計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく計画
- 子ども・子育て支援法に基づく県子ども・子育て支援事業支援計画
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
- 母子保健計画策定指針に基づく計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画

◇計画期間

平成27年度～31年度（5年間）

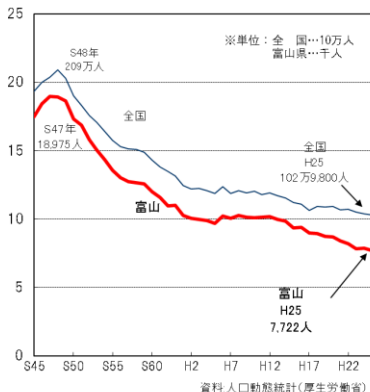
II 計画策定の背景 現状と課題

◇少子化の進行（出生数、出生率の低下）

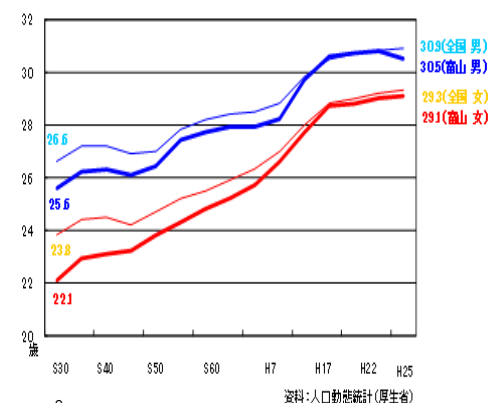
出生数 H25 7,722人 (S47 18,975人)
 合計特殊出生率 H25 1.43 (全国31位) (S47 2.12)

(要因) □未婚化・晩婚化・非婚化の進行
 □初産年齢の上昇 など

◎出生数の推移(全国・富山)



◎平均初産年齢の推移



現状と課題を踏まえた施策の展開

■子どもの数の理想と現実のギャップ

○ほしい子どもの数 (H25 県調査)

	1人	2人	3人以上
理想	3.8%	34.4%	58.3%
現実	6.6%	49.8%	38.8%

■子どもを増やすにあたっての課題 (H25 県調査)

- ・子育てや教育にお金がかかりすぎる 74.8%
- ・働きながら子育てができる環境にない 40.9%
- ・自分または配偶者が高齢 22.5%

■若者の定着の状況

- ・大学等進学時の県外流出
 大学等進学者のうち7割超は県外へ進学
- ・県外大学への進学者のうち大学等卒業時(就職時等)のUターン
 Uターン就職率 57.6%

III 計画の目標と基本方針

めざす社会
 子どもの笑顔と元気な声が
 あふれる活気のある地域社会

3つの基本目標

- 県民の結婚・出産・子育ての希望がかない
 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
- 仕事と家庭生活との両立が実現できる環境づくり
- すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境づくり

4つの基本理念

- ① すべての子どもと保護者への支援
- ② 社会全体での取組み
- ③ 価値観の尊重
- ④ 子どもの権利の尊重

IV 施策の具体的な展開

目標指標 90項目

I 家庭・地域における子育て支援

- 1 子育て家庭に対する支援
- 2 地域における子育て支援の促進
- 3 安心して子育てができる生活環境の整備
- 4 母と子の健康づくりへの支援

- ・病児・病後児保育事業実施箇所数
- ・放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数等

II 仕事と子育ての両立支援

- 1 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進
- 2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備
- 3 就業支援

- ・育児休業取得率
- ・従業員30～50人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し国に届けた企業の割合等

III 子どもの健やかな成長の支援

- 1 子どもの権利と利益の尊重
- 2 子どもの健全な育成
- 3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進
- 4 子どもの生きる力を育成する教育の推進

- ・里親等委託率
- ・小中学校における「親学び講座」等の実施率等

IV ◎次世代を担う若者への支援

- 1 結婚を希望する男女への支援
- 2 ライフプラン教育の推進
- 3 若者の定着支援

- ・とやまマリッジサポートセンター会員の成婚数
- ・若者の県内への定着率等 (25歳人口/10年前15歳人口)

V 経済的負担の軽減

- 1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減

VI 子育て支援の気運の醸成

- 1 子育て支援の気運の醸成

- ・子育てを楽しんでいる割合
- ・とやま子育て応援団の利用度

◎今後取り組むべき重点施策

- 1 教育・保育・子育て支援のさらなる充実
 ・質の高い教育・保育の一体的提供の推進
 ・病児・病後児保育など多様な保育のさらなる充実
 ・放課後児童クラブの時間延長支援
- 2 仕事と子育ての両立支援の実効ある取組みの推進
 ・一般事業主行動計画の策定対象の範囲拡大
 従業員51人以上 ⇒ 従業員30人以上
- 3 男性の育児・家事への参画促進
 ・イクメン・カジダン出前講座(企業・大学)の開催
 ・旧来の男女の役割や働き方の見直し
- 4 結婚を希望する男女への支援
 ・とやまマリッジサポートセンターにおける支援
 お見合いの実施、会員向け・企業向けセミナーの開催
- 5 若い世代でのライフプラン教育の推進
 ・中・高・大学生を対象としたライフプラン教育の推進
- 6 Uターン就職の促進など若者の定着支援
 ・北陸新幹線の開業効果を最大限に活かした、若者の県内定着の促進
- 7 多子世帯の経済的負担の軽減
 ・第3子以上の保育料無料化

V 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保及びその実施時期

VI 計画の推進

- 1 主体の役割と協働
 県民、保護者、事業者等の主体の役割、行政との連携・協働
- 2 国への提言・要望
- 3 計画の推進体制と進行管理